

定 款

第一章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人NPO子どもネットワークセンター天気村と称し、登記上は特定非営利活動法人エヌピーオー子どもネットワークセンター天気村と表示する。略称は、NPO子どもネットワーク天気村とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を滋賀県草津市におく。

(目的)

第3条 この法人は、地域社会全体の子ども及び大人に対して、様々な課題を地域全体で受けとめ、子育て支援をはじめとする野外文化体験活動、ボランティア活動などの実践活動を通して、社会の後継者を育むひとづくり、地域の文化性を生かしたまちづくり、並びに、環境保全の意識向上を推進するとともに、地域での様々な活動の情報提供し、ネットワークすることにより、交流の活発化を図る事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (6) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域社会全体に関わる子どもや青少年がすこやかに育つ保育に関する事業。
 - ② 地域文化振興及びまちづくりに関する事業
 - ③ 地域を取り巻く環境保全事業
 - ④ 前各号に関する後援会、セミナー等の企画・運営
 - ⑤ 会員通信誌並びに調査研究発表
 - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

第二章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 次の会員は、次に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- | | | |
|----------|-----|----------|
| (1) 正会員 | 入会金 | 2,000円 |
| | 年会費 | 3,000円 |
| (2) 賛助会員 | 入会金 | 2,000円 |
| | 年会費 | 一口5,000円 |

(正会員の資格の喪失)

第9条 正会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会員が正当な理由もなく会費を1年以上滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前の弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

- (1) この定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第三章 役員及び職員

(役員の種類及び定款)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 1名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、兼任することはできない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - (1) 代表理事 1名
 - (2) 副代表理事 1名
- 4 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を越えて含まれ、または該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることにはならない。

(理事の職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第16条 監事は次に掲げる業務を行うものとし、その執行にあたっては必要ときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第19条 役員のうち、常勤又はそれに準ずる役員は理事会の決議により有給とすることができ、その余の役員は無給とする。

- 2 前項の有給の役員の員数は、役員の総数の3分の1以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務に必要な費用を弁償することができる。

第四章 総会

(総会の構成)

第20条 総会は、この法人の最高意思決定機関であつて、正会員をもつて構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第21条 総会は、この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
 - (3) 第16条第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事

項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第28条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間据え置く。

第五章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事をもって理事会を構成する。

- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
 - (3) 監事から招集の請求があつたとき。
- 2 代表理事は前項第2号及び第3号の請求があつたときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならず、代表理事がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。

(理事会の議事)

第31条 理事会の議長は代表理事又は、代表理事が指名した理事がこれにあたる。

- 2 理事会において理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決する。
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 5 理事会の議事については、議長において議事録を作成し、議長及びその他の理事1人以上が、署名押印しなければならない。

第六章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品及び助成金

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(収支予算及び決算)

第34条 この法人の事業計画及び収支予算は、総会の議決を経て定める。

但し、総会の日まで前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

- 2 収支決算は事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、総会において承認を得なければならない。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、特別会計を設けることができる。
- 4 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費をもうけることができる。
- 5 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第七章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第36条 この定款の変更は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第37条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経て解散する。

(残余財産帰属)

第38条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第39条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第八章 事務局

(事務局の設置等)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は代表理事が任免する。
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼務することができる。
- 5 事務局の組織及び運営委に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備えつけ書類)

第41条 事務局は事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 事務局は毎年度初めの3ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。
 - (1) 前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書

- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
- (3) 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
- (4) 前事業年度において会員であった10人以上の者の氏名（法人にあつてはその名称及び代表者氏名）及び住所又は居所を記載した書面

（閲覧）

第42条 会員及び利害関係人から前条の備え付け書類の閲覧請求があつたときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第九章 雑 則

（公告）

第43条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

（委任）

第44条 この定款の定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款はこの法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、設立総会において定める別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第17条第1項の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第21条第1号並びに第34条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計は、第35条の規定にかかわらず、設立の日から平成12年3月31日までとする。